

平成28年度

# 監査結果報告書

定期監査  
(福祉保健部)

指定管理者監査  
(社会福祉法人大分市福祉会)  
(社会福祉法人大分市社会福祉協議会)

大分市監査委員



監 査 第 3 6 号

平成29年4月13日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿  
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 和 彦

大 分 市 監 査 委 員 大 石 祥 一

## 監査の結果について（報告）

定期監査及び指定管理者監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 指定管理者監査結果報告

## 1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
社会福祉法人大分市福祉会	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の出納その他の事務	平成28年11月25日～平成29年2月28日
社会福祉法人大分市社会福祉協議会		

## 2. 監査の方法

施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

### 3. 団体の概要及び監査の結果等

#### 社会福祉法人 大分市福祉会

1 施設名 大分市丹生温泉施設

2 所管部局・課 福祉保健部 福祉保健課

#### 3 指定管理の概要

(1) 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

#### (2) 指定管理業務の内容

- ① 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ② 管理物件の維持管理に関する業務
- ③ 管理施設の利用促進及び丹生温泉の振興を図る業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

(3) 指定管理料 4,000,000 円 (平成 27 年度)

#### 4 監査の結果

##### (1) 指定管理者に対する事項

(要望事項)

今後とも施設の設備点検及び衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設運営に努められるよう要望する。

##### (2) 所管課に対する事項

(要望事項)

今後とも業務実施状況の確認を適確に行い、施設の管理運営について適切な指導、助言を行うよう要望する。

# 社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

**1 施設名** 大分市多世代交流プラザ

**2 所管部局・課** 福祉保健部 福祉保健課

## **3 指定管理の概要**

**(1) 指定期間** 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### **(2) 指定管理業務の内容**

- ① 運営管理施設の使用許可に関する業務
- ② 運営管理施設の維持管理に関する業務
- ③ 管理施設の利用促進及び大分市多世代交流プラザの振興を図る業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

**(3) 指定管理料** 4,423,000 円（平成 27 年度）

## **4 監査の結果**

### **(1) 指定管理者に対する事項**

(要望事項)

今後とも施設及び設備の維持管理を適切に行い、安心して利用できる施設運営に努められるよう要望する。

### **(2) 所管課に対する事項**

(要望事項)

今後とも業務実施状況の確認を適確に行い、施設の管理運営について適切な指導、助言を行うよう要望する。

# 社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

**1 施設名** 大分市生き生きプラザ潮騒

**2 所管部局・課** 福祉保健部 福祉保健課

## **3 指定管理の概要**

**(1) 指定期間** 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### **(2) 指定管理業務の内容**

- ① 運営管理施設の使用許可に関する業務
- ② 運営管理施設の維持管理に関する業務
- ③ 管理施設の利用促進及び大分市生き生きプラザ潮騒の振興を図る業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

**(3) 指定管理料** 4,938,000 円（平成 27 年度）

## **4 監査の結果**

### **(1) 指定管理者に対する事項**

- ・ 条例に従った適正な事務処理が行われていないもの  
大分市生き生きプラザ潮騒条例の規定では、休館日が定められており、指定管理者は市長の承認を得て、休館日を変更することができることとされている。  
しかしながら、市長の承認を得ずに、条例に規定された休館日に開館していた。  
今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

今後とも施設の設備点検及び衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設運営に努められるよう要望する。

### **(2) 所管課に対する事項**

- ・ 条例に従った適正な事務処理が行われていないもの  
大分市生き生きプラザ潮騒条例の規定では、休館日が定められており、指定管理者は市長の承認を得て、休館日を変更することができることとされている。  
しかしながら、市長の承認を得ずに、条例に規定された休館日に開館していたにもかかわらず、業務報告書等により業務の実施状況を確認していなかった。  
今後は、条例に従った適正な事務処理をするよう適切な指導等を行われたい。